

2022-4 税務・労務・法務情報

経済特区VAT課税ガイドライン (RMC 2022-24) について

(本規則は、RR2021-21に規定する経過措置及び経済特区登録企業のうち特に登録輸出事業者に係るVAT取扱について明確にするものである。)

1. 適用法令の明確化

Q1. CREATE法以前の経済特区登録企業への一般法人からの販売についてはどのような規則が適用されるのか？

A1. CREATE法以前は、経済特区を海外と見做すクロスボーダードクトリンという考え方 (RMC1999-74,2007-7) から、VAT0%の適用が「みなし輸出」として認められていた。

Q2. CREATE法施行後もこの海外と見做すクロスボーダードクトリンの考え方は継続適用されるのか？

A2. 否。以下により無効化されている。

(1) CREATE法においては、明確に「登録事業に直接的・排他的に使用される物品・サービスに限りVAT0%適用」としている。

(2) 同法IRRにおいて、登録輸出事業者に係るVAT0%適用について明確にその範囲を定めている。

(3) RR2021-21において、TRAIN法及びCREATE法のVAT0%規定を統一し、みなし輸出とする取引を明確化した。

Q3. VAT非課税、VAT0%課税優遇措置を規定する規則は？

A3. 経済特区登録企業は、CREATE法及び同IRRの適用を受ける。既存企業においても同IRRのRule18第5条の定め「経過措置期間中のVAT0%適用は、登録輸出事業者の登録事業に直接的・排他的に使用される物品・サービスに限定する」が適用される。

Q4. CREATE施行後も法16条(A)(2)(b)の適用を受けることはできるか？

(注) 同条は特別法によりVAT0%ステータスを与えられている者を規定する条項

A4. 否。直接的・排他的原則が適用される。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)